企業経営者・経理担当者の皆さま

政府は、手形・小切手の利用廃止を決定しています。

でんさい・振込など 電子的決済サービスに移行しましょう！ 2026年まで

政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。金融界は、2026年までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス(※)への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

(※)電子記録債権(でんさい)またはインターネットバンキングによる振込

電子化のメリット

- ☑ 印紙税や取引先への郵送料等が不要 → コスト
- ☑ どこでも利用でき、煩雑な事務負荷を軽減 → 事務負荷
- ☑ 盗難・紛失の心配がなく、災害にも強い → リスク

詳細は取引先金融機関にご相談ください。

動画で分かる
全面的電子化への取組み

詳しくはこちら

JBA JAPANESE BANKERS ASSOCIATION 一般社団法人 全国銀行協会

電子的決済サービスをご利用いただくと

支払企業

コスト削減

取引先への郵送料がかかりません。手形の電子化を図ると、印紙代の削減になります。

事務負荷軽減

手形・小切手の振出作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負荷が軽減されます。

リスク低減

現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、災害にも強いです。

受取企業

コスト削減

領収書が不要になり、印紙代の削減になります。また、郵送料がかかりません。

事務負荷軽減

領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは不要です。

リスク低減

現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、取立忘れもなくなります。

資金繰りの円滑化

支払期日に自動入金されます。また、電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能です。

さらに

場所を選ばず利用可能

非対面・非接触での決済取引が可能で、取引先・金融機関・郵便局等に行く必要がありません。

電子的決済サービスの導入までの流れ（支払利用の場合）

STEP 1 検討・体験デモ

コストメリットの試算や、会計システム、支払手続変更の要否などを確認します。金融機関が提供している体験デモもご活用ください。

STEP 2 取引金融機関へご相談

取引金融機関にご相談ください。専門スタッフを派遣するなどのサービスを提供する金融機関もあります。ITに不慣れな方は、導入をサポートしてもらうこともできます。

STEP 3 導入

取引金融機関への申込、社内の事務手続や管理手順の見直しなどを行い、導入の準備は完了です。

STEP 4 取引先企業へのご案内

取引先企業に電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認すれば、利用開始です。